

## 大船渡市地域おこし協力隊 募集要項

大船渡市では、気候特性や地域資源を効果的に生かした新たな分野の産業を推進しています。

このような中、当市では、夏イチゴやワインぶどうの産地化、廃校を活用した交流施設を中心とする体験プロジェクトの創出を図る地域おこし協力隊員を募集します。

### 1 募集内容

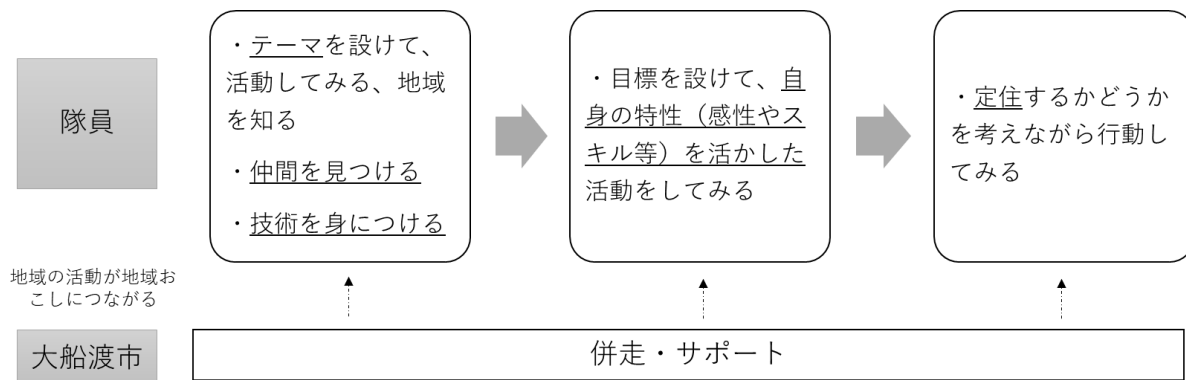
#### (1) 職種及び職務内容等

職 種	人数	職 務 内 容
地域おこし 協力隊	各1人	<p><b>①夏イチゴ産地化プロジェクト</b></p> <p><b>ア 目的</b> 夏秋期を中心に周年で生産できる夏イチゴの産地ブランド化を図る。</p> <p><b>イ 活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夏イチゴの栽培や収穫などの体験活動</li><li>・生食用や加工品夏イチゴの流通推進に向けた取組</li><li>・SNS等を活用した大船渡の夏イチゴのPR活動</li></ul> <p><b>②ワインぶどう産地化プロジェクト</b></p> <p><b>ア 目的</b> 大船渡をワインぶどうの産地にするとともに、ワインツーリズムを楽しめるまちにする。</p> <p><b>イ 活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワインぶどうの栽培からワインの醸造、販売までを行うための一切に関する体験活動</li><li>・大船渡のワインぶどう及びワインに関するPR活動</li><li>・大船渡ならではのワインツーリズムの具現化</li><li>・以上に関するノウハウを習得する活動</li></ul> <p><b>③廃校を活用した交流施設を中心とする体験創出プロジェクト</b></p> <p><b>ア 目的</b> 廃校を活用した交流施設「甫嶺復興交流推進センター」を中心とした三陸エリアの魅力創出を図る。</p> <p><b>イ 活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・体験プログラムの情報収集や整理</li><li>・体験プログラムの商品化に向けた実施体制の整備や企画立案</li><li>・モニターツアーの実施</li></ul>

#### (2) 市による活動支援

市は、隊員の活動そのものが地域おこしにつながるものと考えています。

そのため、隊員の活動環境について、次のとおり段階的に考慮し、サポートします。



### (3) 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- ① 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- ② 都市地域等（※1）から大船渡市に住民票を異動し、移住する方（※2）
  - ※1 現住所が過疎地域等の条件不利地域に指定されていないこと。
  - ※2 大船渡市出身のUターン者でないこと。
- ③ 各プロジェクトに興味があり、地域住民と協力して活動できる方
- ④ 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑥ 地域おこし協力隊の活動期間終了時に当市において起業、または就業し、定住する意欲のある方

## 2 申込受付期間

令和3年7月1日(木)から定員に達した日まで（随時受付選考）

※採用が決定次第、募集を終了

## 3 応募手続

次の提出書類を郵送することとし、FAX及び電子メールによる応募は受け付けません。

なお、封筒の表に「地域おこし協力隊応募」と朱書きしてください。

### 【提出書類】

- (1) 大船渡市「地域おこし協力隊」応募用紙(様式1)
- (2) 大船渡市「地域おこし協力隊」活動目標(様式2)
- (3) 住民票抄本（地域要件確認のため、原本を提出してください。）
- (4) 運転免許証の写し（表と裏）

※ 提出書類は返却しません。

※ 応募用紙は、市ホームページよりダウンロードできます。

### 【申込み及び問い合わせ先】

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市 商工港湾部 産業政策室（担当 山本、佐藤、猪股）

TEL 0192-27-3111/FAX 0192-26-4477

#### 4 選考の方法及び内容

(1) 第1次選考

書類選考を行います。結果は応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象として、市内又はオンラインにて面接を行います。面接日時、場所等は、第1次選考結果と併せて通知します。

(3) その他

応募に係る経費（書類申請、面接に伴う交通費等）は、全て応募者の負担とします。

#### 5 任用形態、期間

(1) 大船渡市の会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用期間は、任用の日から令和4年3月31日までとします。

※ 勤務実績により、再度の任用を行う場合があります。（年度更新・最長3年間）

#### 6 報酬

月額 200,000 円（社会保険料の本人負担分等控除前の額）

※ 退職手当及び住居手当に相当する報酬の支給はありません。

#### 7 期末手当（賞与）

支給基準日は、6月1日と12月1日で、下記の計算方法により算出した額を支給します。

支給額＝期末手当基礎額（※1）×支給率×在職期間率（※2）

※1 期末手当基礎額：各種手当相当分を除いた報酬月額

※2 在職期間率：基準日前6カ月間の在職期間に応じた率

#### 8 勤務時間等

(1) 勤務日数 原則、週5日間（月曜日から金曜日）とします。

(2) 勤務時間 原則、午前9時から午後4時（正午から午後1時は休憩時間）とします。

#### 9 勤務場所

(1) 夏イチゴ産地化プロジェクト（(株)リアスターファーム 大船渡市三陸町越喜来字沖田 52-11）

(2) ワインぶどう産地化プロジェクト（(株)スリーピークス 大船渡市大船渡町字茶屋前 99）

(3) 廃校を活用した交流施設を中心とする体験創出プロジェクト（大船渡市盛町字宇津野沢 15）

※ 地域おこし活動の内容により、勤務場所を変更する場合がある。

#### 10 活動場所

大船渡市内

#### 11 待遇・福利厚生等

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

- (2) 通勤距離に応じて、通勤手当に相当する額を支給します。
- (3) 任用期間に応じて、年次有給休暇を付与します。
- (4) 活動に必要な消耗品、岩手県内外への旅費及び研修への参加費等は、予算の範囲内で市が支給します。
- (5) 業務に使用する車両は、市が用意します。
- (6) 大船渡市に赴任する際の費用は、自己負担とします。
- (7) 任期終了後、市内で起業又は事業承継を行う場合は、それらに必要な経費に対し、補助金が交付されます。(隊員1人につき1回のみ、100万円が上限)

## 12 副業

大船渡市に定住するための活動として、市長が認める範囲で副業を許可します。

副業は、勤務時間外に行うこととします。